

財務省告示第二十五号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に
 規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却
 したので、その国債の名称等を別表のとおり告示
 する。

平成十九年一月二十四日

財務大臣 尾身 幸次

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	総買入価額の
個人向け利付 国庫債券（変 動・十年）	第三回	七千八百七十二億 十六	三万八千七百七十億 三百三
〃	第五回	十四億五千七百九十 三億	四十五億五千三百六 十八億
〃	第七回	十億二千五百九十 三	八十六億二千五百十 二十億
〃	第九回	八億三千四百三十 五	千二百六十四億九 十一億
〃	第十一回	十億七千八百六十四 一	百九十四億六千五百 七

合

計

万九十二
円百七千
八億五
十四百
四千六

六万九十二
十四百二千
五千三億五
円四十九百
百五千五